○厚生労働省告示第四百五十八号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十条第一項の規定に基づき、労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針（平成十八年厚生労働省告示第六百十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第2の14の(1)のイ中「募集又は採用に当たって」を「募集若しくは採用又は役職についての募集若しくは採用に当たって」に改める。

○厚生労働省告示第四百五十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十五第三項の規定に基づき、医療事故調査・支援センターから住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十一月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

法人名	変更前の住所及び事務所の所在地	変更後の住所及び事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人日本医療安全調査機構	東京都港区浜松町二丁目三番二十五号	東京都港区浜松町二丁目四番一号	平成二十七年十月一日

○農林水産省告示第二千五百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月三十日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町牧谷一一四字殿上山一・三の一・三の二合併三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月三十日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町下多気字野登瀬一七〇二の一四・一七〇二の三一・一七〇二の三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一七〇二の五から一七〇二の七まで、一七〇二の一一から一七〇二の一三まで、一七〇二の一五から一七〇二の一八まで、一七〇二の二四、一七〇二の二五、一七〇二の二七から一七〇二の三〇まで、一七〇二の三三、一七〇二の三五、一七〇三から一七〇八まで、一七〇九の一、一七〇九の二、一七一〇から一七一二まで、一七一〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月三十日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字大柿六九二一の一、六九三六、六九三七、六九三七の一、六九四二の二から六九四二の七まで、六九四七、六九四八の一、六九五一、六九五一の一、字岩ノ谷六九二二から六九三一まで、六九三一の一、六九三三、六九三四の一、字久保六八九八から六九〇〇まで、六八九八の一、六九〇二、六九一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月三十日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町佐原字真道谷二五五、字不動坂二五九、二五九の一から二五九の三まで、字足谷二七九、字萩平二八九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月三十日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　島根県益田市美都町都茂三七六七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月三十日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　島根県松江市川原町字後谷五〇七、字亀ケ谷五〇八の一（次の図に示す部分に限る。）、五〇九、字水谷五一〇から五一三まで、字小澁五一四の一、五一五、五一六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）